

医療費分析のお知らせ

国民健康保険 医療費適正化特別対策事業

市の国民健康保険(国保)では、健康管理に役立てていただくため、「医療費適正化特別対策事業」を実施しました。この事業の主なものは、みなさんの医療費に関するデータを基に医療機関別の受診状況などさまざまな分析を行う「医療費分析」です。その分析結果から「入院者の医療状況」についてお知らせします。

入院者の医療状況

平成24年5月診療分の入院者の医療状況は次のとおりです。

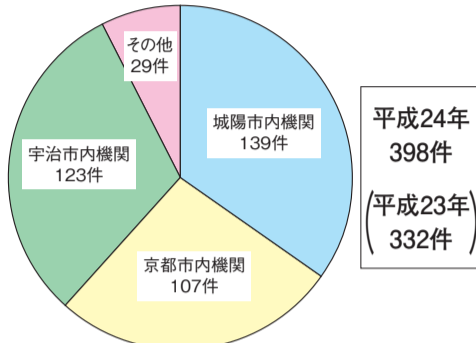
入院者の受診件数は、短期入院は398件(図①参照)で、前年同月と比較すると66件(19.9%)の増となっています。

また、長期入院は72件(図②参照)で前年同月と比較すると1件(1.4%)の減となっています。

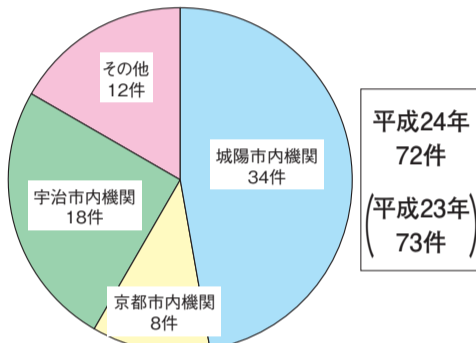
短期入院と長期入院を合わせると470件で、前年同月と比較すると65件(16%)の増となっています。これを、保険医療機

保険医療機関所在地別 入院件数の状況(5月診療分)

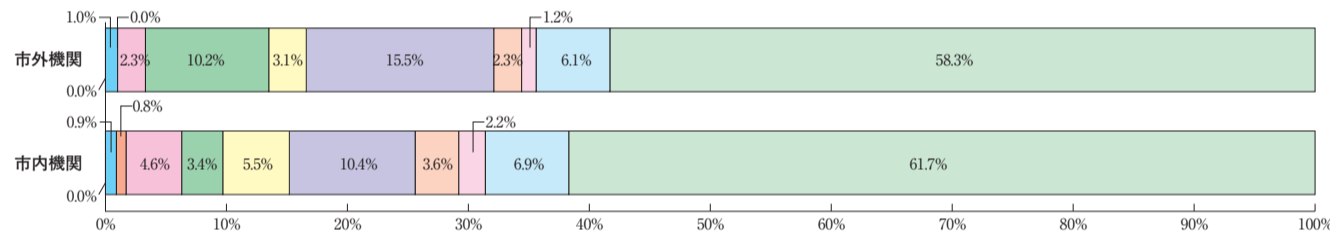
図① 短期入院件数(6カ月未満)



図② 長期入院件数(6カ月以上)



図③ 診療行為別機関構成割合の状況



国民健康保険料(特別徴収分)の仮徴収について

平成25年度の国民健康保険料(国保料)の仮徴収が、4月支給分の年金から始まり、4月上旬に「国民健康保険料特別徴収仮徴収額通知書」を送付します。

対象者

- ①平成25年1月31日時点で、国保料を年金から支払われている世帯主
- ②平成24年4月2日(10月1日の間に65歳になられた世帯主および国民健康保険に加入された65歳以上の世帯主)で次の特別徴収の条件を満たす人

※特別徴収の条件

世帯内の国保加入者がすべて65歳以上かつ世帯主の年金が年額18万円以上の場合であり、世帯主の介護保険料と国保料の合計が年金額の2分の1を超えていないこと

支払方法の変更について

特別徴収(年金からの天引き)により国保料を納めていただいている人は、金融機関への届け出後、国保医療課窓口への届出により国保料の支払方法を口座振替に変更することができます。

口座振替への変更には

- ①金融機関への届け出
- ・通帳、通帳届出印
- ・被保険者証または特別徴収決定通知書(仮徴収決定通知書)

②国保医療課への届け出

- ・被保険者証
 - ・印かん
 - ・口座振替依頼書控え
- が必要で、3月末までに届け出をされた場合、6月以降支給分の年金からの天引きを中止できます。

国保料の納付は口座振替で

口座振替(自動払い込み)を新規申込・変更の場合は、「口座振替依頼書」を、新たにご利用になる市の取扱金融機関などの窓口へ提出してください(廃止の場合は、現在利用されている金融機関などの窓口で手続きをお願いします)。

手続きの際には、通帳

届出印と、国民健康保険料納入決定(または更正)通知書または納付書をご用意ください。「口座振替依頼書」の用紙は、市内金融機関に設置しているものから市ホームページからダウンロードしてください。※口座振替の開始は「口座振替依頼書」が金融機関などから市役所に到着した月の翌月分からです。詳細は「国保課納付係 ☎(56)4024」

所得のない人も申告を

所得税や市府民税の申告義務がない人でも国保での所得申告が必要となる人には、国保医療課から申告書を送付していますので、必ず3月29日(金)までに申告してください。

70~74歳の医療費の負担について

70~74歳の人の窓口負担が、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間、1割に据え置かれます。現在、「2割(平成25年3月31日まで1割)」と記載された高齢受給者証をお持ちの人には、間もなく4月以降に使用していただく新しい高齢受給者証を送付します。

国保料を滞納すると

国保料を滞納すると、納付状況に応じて有効期間が3カ月・6カ月・12カ月などの短期被保険者証の交付になります。

この短期被保険者証の有効期間が切れるときには、更新の通知と国保料の納付のお願いを送付しますが、納付が困難な場合には「京都府地方税機構 ☎(46)0807」に相談していただくこととなります。国保料が滞ると、医療費はいったん全額自己負担となります。どうしても国保料の納付が困難な場合は、お早めに国保医療課窓口でご相談ください。

医療費の節減にご協力ください

- ①かかりつけ医をもちましょう
 - ②休日や夜間の受診はなるべく控えましょう
 - ③一つの病気で複数の医療機関を紹介なく受診するのはやめましょう
 - ④薬をたくさん欲しいが、のりやめましょう
 - ⑤ジェネリック医薬品を使いましょう
 - ⑥特定健診・特定保健指導を利用しましょう
 - ⑦お医者さんを信頼して、指示を守りましょう
 - ⑧柔道整復師(整骨院・接骨院・鍼灸師)は正しく受診しましょう
 - ※ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、厚生労働省により新薬と効き目や安全性が同等と認められた、新薬よりも安価な薬です
- 「ジェネリック医薬品希望カード」国保医療課窓口でも配布しています。ぜひご利用ください。

接骨院・整骨院のかり方

国民健康保険を利用できる場合は決まっております。接骨院・整骨院の広告・看板に「健康保険取扱」と表示されていても、保険給付の対象となる場合とならない場合がありますので、ご注意ください。

国民健康保険が使える場合

○急性または亜急性の外傷性の負傷○捻挫、打撲、挫傷(肉離れなど)○骨折、脱臼※応急手当を除き、医師の同意が必要

国民健康保険が使えない場合(全額自己負担となります)

○単なる肩こり、筋肉疲労○内科的原因による疾患○柔道整復の治療を完了して単にあんま(指圧およびマッサージを含む)のみを必要とする患者に対する施術

高額療養費の申請について

1カ月の医療機関窓口での支払い額が自己負担限度額を超えたととき、その超えた金額が高額療養費として支給されます。

この支給を受けるためには申請が必要です。申請に必要なもの

- 被保険者証
印かん
領収書
振込先の分かるもの(通帳など)

申請には、お支払いされた金額の確認が必要となりますので、全ての領収書を必ず持参

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定の申請について

70歳未満の人と70歳以上で住民税非課税世帯の人は、治療費が自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」を交付しますので、手続きをお願いします。

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定の申請について

70歳未満の人と70歳以上で住民税非課税世帯の人は、治療費が自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」を交付しますので、手続きをお願いします。

申請に必要なもの
被保険者証
印かん
70歳以上で現役並み所得者、一般の人は「高齢受給者証」により限度額が自動的に適用されます。

医療と介護の高額合算制度について

基準日である平成24年7月31日時点で、国民健康保険に加入している人にお知らせします。

医療と介護の高額合算制度について

その超えた金額(500円を超える場合)を支給します。限度額は(表1)のとおりです。

申請に必要なもの
現在ご加入の医療保険の被保険者証
介護保険被保険者証
印かん
振込先の分かるもの(通帳など)

(表1) 医療と介護の高額介護合算制度に係る負担限度額表

Table with 3 columns: 区分, 70歳~74歳, 70歳未満. Rows include 現役並み所得者, 一般, 非課税 (区分II, 区分I).

※区分Iで、介護サービス利用者が複数いる世帯の場合は、区分IIの限度額が適用されます

用語説明
現役並み所得者：70歳以上で3割負担の人
上位所得者：70歳未満で国保料算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯の人

出産見時金の優遇制度

出産育児一時金の直接市国保から国保に加入するときは、国保加入者が出産するとき、事前に加入者が医療機関などと代理契約を結び、出産育児一時金が直接市国保から医療機関などに支払われる制度です。

退職者医療制度について

退職者医療制度とは、退職被保険者の自己負担以外の医療費が被用者保険の拠出金と退職被保険者の保険料により賄われる制度です。

65歳未満の人
厚生年金・共済組合などの被用者年金の受給資格がある人
○被用者年金に20年以上、または40歳以降で10年以上加入している人、以上3点を満たす場合です。

第三者行為は届け出

交通事故などが原因で(第三者行為といいますが)ケガや病気になった時、国保の被保険者証を使って医療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」を提出してください。

特定保健指導を実施中

平成24年6月から10月まで実施していた特定保健指導を受診した人および城陽市国保の補助を受けて人間ドックを受診した人で、健康診断の結果から保健指導が必要と判定された人には、市から「特定保健指導」の案内文書を送付しています。

国民健康保険への届け出は14日以内!!

国民健康保険から国保に加入する場合や、国保から他の健康保険に加入した場合は、なるべく早く国保医療課に届け出てください。

国民健康保険への届け出は14日以内!!

国民健康保険から国保に加入する場合や、国保から他の健康保険に加入した場合は、なるべく早く国保医療課に届け出てください。

国民健康保険への届け出は14日以内!!

国民健康保険から国保に加入する場合や、国保から他の健康保険に加入した場合は、なるべく早く国保医療課に届け出てください。

国民健康保険への届け出は14日以内!!

国民健康保険から国保に加入する場合や、国保から他の健康保険に加入した場合は、なるべく早く国保医療課に届け出てください。

Table with 3 columns: 国民健康保険をやめるとき, 国民健康保険に入るとき, その他. Rows list various events like moving, job changes, and death, with corresponding required documents.